

## やむを得ない事情がある場合の転籍の運用改善の概要

### ① やむを得ない事情に該当する範囲の拡大・明確化

※下記の例に該当する場合であっても専ら技能実習生の責めに帰すべき事情による場合には、実習先の変更（転籍）は認められません

転籍を認め得るやむを得ない事情
1 実習実施者から雇用関係を打ち切られたと認められる場合等
2 実習実施者と技能実習生の間で雇用契約を合意解除したと認められる場合
3 実習実施者が重大悪質な法令違反行為を行ったと認められる場合
4 実習実施者が暴行、暴言、各種ハラスメント等の人権侵害行為を行ったと認められる場合
5 実習実施者が重大悪質な契約違反行為を行ったと認められる場合
6 技能実習生が雇用契約締結時に雇用契約書及び雇用条件書等を交付されていない、又は雇用条件や待遇について技能実習生の母国語で説明を受けていない場合
7 上記以外で技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から技能実習を継続することが相当でない事情が認められる場合

### ② やむを得ない事情がある場合の転籍手続きの柔軟化・明確化

技能実習生本人から転籍の申出があった場合の対応（団体監理型技能実習の場合）	
実習実施者の対応	(技能実習生から、転籍を希望する旨の申出を受けた場合) 直ちにその旨を監理団体に報告
	(申出が口頭でなされた場合) 技能実習生に対して「 <b>実習先変更希望の申出書</b> 」の提出を案内
	(「 <b>申出書</b> 」の提出を受けた場合) 受領後、受領者が署名欄を記入し、原本を技能実習生に返却して、監理団体にその写しを提出する
監理団体の対応	(申出が口頭でなされた場合) 技能実習生に対して「 <b>申出書</b> 」の提出を案内
	(「 <b>申出書</b> 」の提出を受けた場合) 受領後、署名欄を記入し、原本を技能実習生に返却する
	「 <b>申出書</b> 」の提出を受けた後、直ちに必要な事実関係の確認や是正指導等を行う
	技能実習生本人に対し、転籍希望の申出に係る対応（転籍に係る連絡調整を開始するか否か）について遅滞なく「 <b>実習先変更希望の申出に係る対応通知書</b> 」にて通知
	(転籍を認め得るやむを得ない事情があると認めた場合) 「 <b>申出書</b> 」及び「 <b>対応通知書</b> 」の写しを添えて技能実習実施困難時届出書を提出
	他の実習実施者や監理団体等との連絡調整その他の必要な措置を講じ、技能実習生の円滑な転籍の支援を図る
実習認定の取消事由に該当する疑いがあると認めた場合には、直ちに臨時監査を行うことが必要	